

第94号議案

八王子市屋外広告物条例の一部を改正する条例設定について

八王子市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市屋外広告物条例の一部を改正する条例

八王子市屋外広告物条例（平成26年八王子市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第7条 市の区域内において、次に掲げる屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(10) 投影広告物</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第7条 市の区域内において、次に掲げる屋外広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる屋外広告物等は、許可を受けずに表示し、又は設置することができる。ただし、第2号から第7号まで、第9号、第10号、第12号及び第13号に掲げる屋外広告物等については、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 他の法令の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等</u></p> <p><u>(2) 国又は公共団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等</u></p> <p><u>(3) 市長が指定する公共的な団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等</u></p>

- 2 (略)
3 (略)

(禁止区域)

第10条 何人も、次に掲げる地域等には、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1)～(12) (略)

- (4) 公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕
(5) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する屋外広告物
(6) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
(7) 管理者が管理上必要な事項を表示するため、自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置する屋外広告物等
(8) 冠婚葬祭、祭礼等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
(9) 講演会、展覧会、音楽会等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
(10) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等
(11) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する屋外広告物
(12) 塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いに表示する屋外広告物
(13) 第10条第1項第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる地域等以外において、非営利の目的で表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕

- 3 (略)
4 (略)

(禁止区域)

第10条 市長は、次に掲げる地域等において、第7条第1項及び第21条第1項の規定による許可をしてはならない。

(1)～(12) (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる屋外広告物等について、市規則で定める基準により、同項各号に掲げる地域等において、許可をすることができる。

- (1) 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
(2) 道標、案内図板等公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等
(3) 屋外広告物等の近隣の店舗、事務所、工場等の案内又は誘導するための電柱、街路灯柱等を利用して表示し、又は設置

する屋外広告物等

(4) 電車又は自動車の外面を利用する屋外
広告物等

(5) 市長が指定する専ら歩行者の一般交通
の用に供する道路の区域に表示し、又は
設置する屋外広告物等

(6) 避難標識又は案内図板等に表示し、又
は設置する屋外広告物等

(7) 前項第4号及び第5号（同項第1号か
ら第3号まで及び第6号から第11号ま
でに掲げる地域等を除く。）並びに同項
第12号に掲げる地域等のうち、市長が
特に指定する地域等に表示し、又は設置
する非営利目的のための広告板

(8) 都市計画法第7条第1項の規定により
定められた市街化調整区域のうち、前項
第10号及び第11号に掲げる用地又は
区域に表示し、又は設置する屋外広告物
等

(9) 前項第11号に掲げる区域に表示し、
又は設置する屋外広告物等で、当該屋外
広告物等を表示し、又は設置する当該区
域の路線用地から展望できないもの（前
号に掲げるものを除く。）

3 第1項各号に掲げる地域等において、第
7条第2項各号に掲げる屋外広告物等につ
いては、同項の規定により、これを表示
し、又は設置することができる。

(禁止物件)

第11条 市長は、次に掲げる物件につい
ては、第7条第1項及び第21条第1項の規
定による許可をしてはならない。ただし、
第7条第2項第1号から第8号までに規定
する屋外広告物等については、同項の規定
により、これを表示し、又は設置すること
ができる。

(1)～(8) (略)

2 市長は、次に掲げる物件については、貼
り紙、貼り札等、広告旗、又は立看板等
に係る第7条第1項及び第21条第1項の規
定による許可をしてはならない。ただし、
第7条第2項第1号から第8号までに規定
する屋外広告物等については、同項の規定
により、これを表示し、又は設置すること
ができる。

(1)・(2) (略)

(禁止物件)

第11条 何人も、次に掲げる物件には、屋
外広告物等を表示し、又は設置してはなら
ない。

(1)～(8) (略)

2 何人も、次に掲げる物件には、貼り紙、
貼り札等、広告旗、又は立看板等を表示
し、又は設置してはならない。

(1)・(2) (略)

(適用除外)

第12条の2 次に掲げる屋外広告物等は、

第7条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第2号から第7号まで及び第9号に掲げる屋外広告物等については、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 国又は公共団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等
- (3) 市長が指定する公共的な団体が公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等
- (4) 公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕
- (5) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する屋外広告物
- (6) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (7) 管理者が管理上必要な事項を表示するため、自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置する屋外広告物等
- (8) 冠婚葬祭、祭礼等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
- (9) 公益を目的とした行事、催物等のために表示する投影広告物で、公益性を有するもの

2 次に掲げる屋外広告物等は、第7条及び第10条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる屋外広告物等については、市規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 講演会、展覧会、音楽会等のために表示し、又は設置する屋外広告物等
- (2) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等
- (3) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する屋外広告物
- (4) 塀又は工事現場の板塀若しくはこれに類する仮囲いに表示する屋外広告物
- (5) 第10条第2号、第3号及び第6号から第9号までに掲げる地域等以外において、非営利の目的で表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板

等、アドバルーン及び広告幕

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる

屋外広告物等は、市長の許可を受けたときは、第10条各号に定める地域等においても、市規則で定める基準により、表示し、又は設置することができる。

(1) 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等

(2) 道標、案内図板等公共的な目的で表示し、又は設置する屋外広告物等

(3) 屋外広告物等の近隣の店舗、事務所、工場等の案内又は誘導するための電柱、街路灯柱等を利用して表示し、又は設置する屋外広告物等

(4) 電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物等

(5) 市長が指定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域に表示し、又は設置する屋外広告物等

(6) 避難標識又は案内図板等に表示し、又は設置する屋外広告物等

(7) 第10条第4号及び第5号に掲げる区域又は場所（同条第1号から第3号まで及び第6号から第11号までに掲げる地域等を除く。）並びに同条第12号に掲げる地域等のうち、市長が特に指定する地域等に表示し、又は設置する非営利目的のための広告板

(8) 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域のうち、第10条第10号及び第11号に掲げる用地又は区域に表示し、又は設置する屋外広告物等

(9) 第10条第11号に掲げる区域に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する当該区域の路線用地から展望できないもの（前号に掲げるものを除く。）

（表示又は設置の基準の設定）

第13条 次に掲げる屋外広告物等について、表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等の基準を市規則で定めたときは、当該基準によらなければならない。

(1)～(11) (略)

(12) 投影広告物

(13) (略)

（表示又は設置の基準の設定）

第13条 次に掲げる屋外広告物等について、表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等の基準を市規則で定めたときは、当該基準によらなければならない。

(1)～(11) (略)

(12) (略)

(屋外広告物等の総表示面積の規制)

第14条 建築物に表示し、又は設置する屋外広告物等(屋外広告物の表示期間が7日以内のもの**及び第12条の2第1項第9号に該当するもので表示期間が14日以内のもの**を除く。)の表示面積の合計は、一の建築物の壁面面積に応じて、市規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(告示)

第17条 市長は、**第10条第1号ただし書**、第2号、第4号、第5号、第10号ただし書、第11号若しくは第12号、第11条第1項第8号、第13条第2項又は前条第2項の規定により地域等を指定し、若しくは物件を指定したとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(屋外広告業の登録)

第32条 市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。**ただし、投影広告物の表示を行おうとする場合は、この限りでない。**

2～5 (略)

(意見聴取)

第49条 市長は、次に掲げるときは、八王子市景観審議会の意見を聴くものとする。

- (1) **第10条第1号ただし書**、第2号、第4号、第5号、第10号ただし書、第11号若しくは第12号、第11条第1項第8号又は第16条第2項の規定により地域等を指定し、又は物件を指定しようとするとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

(2)・(3) (略)

(罰金)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) **第10条**又は第11条第1項の**規定に違反した者**(**第10条各号**に掲げる地域等又は第11条第1項各号に掲げる物件に貼り紙、貼り札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、若しくは設置した者を除く。)

(屋外広告物等の総表示面積の規制)

第14条 建築物に表示し、又は設置する屋外広告物等(屋外広告物の表示期間が7日以内のものを除く。)の表示面積の合計は、一の建築物の壁面面積に応じて、市規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。

(告示)

第17条 市長は、**第10条第1項第1号ただし書**、第2号、第4号、第5号、第10号ただし書、第11号若しくは第12号、第11条第1項第8号、第13条第2項又は前条第2項の規定により地域等を指定し、若しくは物件を指定したとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

(屋外広告業の登録)

第32条 市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2～5 (略)

(意見聴取)

第49条 市長は、次に掲げるときは、八王子市景観審議会の意見を聴くものとする。

- (1) **第10条第1項第1号ただし書**、第2号、第4号、第5号、第10号ただし書、第11号若しくは第12号、第11条第1項第8号又は第16条第2項の規定により地域等を指定し、又は物件を指定しようとするとき、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

(2)・(3) (略)

(罰金)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) **第10条第1項**又は第11条第1項の**許可を受けないで、屋外広告物等を表示し、又は設置した者**(**第10条第1項各号**に掲げる地域等又は第11条第1項各号に掲げる物件に貼り紙、貼り札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、若しく

(3)～(8) (略)

(過料)

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) **第10条第10号**に掲げる用地又は区域及び当該用地又は区域に設置された物件に貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置した屋外広告物等の表示者等

(2)～(4) (略)

別表第1 (第8条関係)

広告物の種類	単位	金額 (円)
(略)	(略)	(略)
店頭装飾	同	19,800
投影広告物	面積5平方メートルまでごと	3,220

は設置した者を除く。)

(3)～(8) (略)

(過料)

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) **第10条第1項第10号**に掲げる用地又は区域及び当該用地又は区域に設置された物件に貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置した屋外広告物等の表示者等

(2)～(4) (略)

別表第1 (第8条関係)

広告物の種類	単位	金額 (円)
(略)	(略)	(略)
店頭装飾	同	19,800

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

